



※ 許可番号	
※ 許可年月日 ※ 許可有効期間更新	年 月 日

一般労働者派遣事業 許可 申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

株式会社  
代表取締役

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第5条第1項 第10条第2項 の規定により  
下記のとおり 許可 可 を申請します。

申請者(法人にあつては役員を含む。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等  
に関する法律第6条各号(個人にあつては第1号から第5号まで)のいずれにも該当せず、同法第36条の規定により選  
任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第6条第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを  
誓約します。

(ふりがな)	かぶしがいしゃ	
1 氏名又は名称	株式会社	
2 住所	千葉県 ( ) -	
3 役員の氏名、役名及び住所 (法人の場合)		
(ふりがな) 氏名	役名	住所
代表者	代表取締役	
	代表取締役	
	取締役	
	取締役	
	取締役	
	監査役	

収入印紙  
(消印しては  
ならない。)

4 一般労働者派遣事業を行う事業所に関する事項			
①事業所の名称(ふりがな)		②事業所の所在地	
[redacted] かつしきか [redacted]		〒( [redacted] )	
[redacted] 株式会社		( [redacted] ) [redacted] - [redacted]	
③派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
[redacted]	人材派遣部長	[redacted]	
[redacted]			
④特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無 <input checked="" type="radio"/>
⑤備考 後講日 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日			
後講場所 [redacted]			
※			
①事業所の名称(ふりがな)		②事業所の所在地	
		〒( )	
		( ) -	
③派遣元責任者の氏名、職名及び住所			
氏名(ふりがな)	職名	住所	備考
④特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有	無
⑤備考			
※			
5 許可年月日	年 月 日	6 許可番号	
7 事業開始予定年月日	18 年 7 月 1 日		
その他 担当者 [redacted] 電話番号 [redacted] - [redacted] - [redacted]			

様式第1号(第3面)

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第1面上方の「第10条第2項」の文字を抹消すること。この場合には、5欄及び6欄には記載しないこと。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可」の文字並びに第1面上方の「第5条第1項」の文字を抹消すること。この場合には、7欄には記載しないこと。
- 4 許可の有効期間の更新を申請する場合は、3欄の記載は要しないこと。
- 5 第1面上方の申請者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 4欄には、申請者が一般労働者派遣事業を行おうとする事業所を全て記載すること。
- 7 4欄の④は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、4欄の③「備考」欄に○印を記載すること。
- 8 4欄の⑤には、派遣元責任者が派遣元責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。
- 9 その他の欄に、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 10 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第1条の2第4項の規定により添付書類を省略する場合は、その他の欄にその旨を記載すること。
- 11 収入印紙は、申請書の正本にのみはり、消印をしないこと。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。



6 事業所の床面積 (m<sup>2</sup>) ~~●●●.●●~~ m<sup>2</sup>

7 資産等の状況

区分		価額 (円)	摘要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	その他		
	計		
負債	計		

8 株主の状況

	氏名又は名称	所有株式数	割合 (%)
1	<del>●●●●●●●●</del>	<del>●●●●</del>	50
2	<del>●●●●●●●●</del>	<del>●●●●</del>	8
3	<del>●●●●●●●●</del>	<del>●●●●</del>	14
4	<del>●●●●●●●●</del>	<del>●●●●</del>	8
5	<del>●●●●●●●●</del>	<del>●●●●</del>	4
	その他の株主 ( 2 名)	<del>●●●●</del>	16
合	計 ( 7 名)	<del>●●●●</del>	100

9 民営職業紹介事業との兼業の有無 有  無

10 ~~一般労働者派遣事業~~ 特定労働者派遣事業 の実施の有無 有  無

## 様式第3号 (第3面)

## 記載要領

- 1 一般労働者派遣事業の許可の申請をしようとする場合の記載方法
  - (1) 表題中「特定労働者派遣事業」の文字及び10欄の「一般労働者派遣事業」の文字を抹消すること。
  - (2) 2欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。
- 2 一般労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の申請をしようとする場合の記載方法
  - (1) 表題中「特定労働者派遣事業」の文字及び10欄の「一般労働者派遣事業」の文字を抹消すること。
  - (2) 2欄には、許可の有効期間の更新を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。
- 3 特定労働者派遣事業の届出をしようとする場合の記載方法
  - (1) 表題中「一般労働者派遣事業」の文字及び10欄の「特定労働者派遣事業」の文字を抹消すること。
  - (2) 2欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載すること。
  - (3) 4の③欄及び⑤欄並びに7欄の記載を要しない。
- 4 3の①欄については、計画対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出書を提出して行っており、又は行おうとする労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用していることが予定される1日当たり平均数を記載すること。この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの派遣労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者（例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。）の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。
- 5 3の①の「常用雇用労働者以外の労働者」欄の（ ）内には、登録制度を採用している場合に限り、計画対象期間において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受けて行っており、又は行おうとする一般労働者派遣事業に係る登録者であることが予定される者の1日当たりの平均数を合計欄に記載すること。この場合において、「登録制度」とは労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を、「登録者」とは当該制度を採用している場合における当該登録されている者（雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除く。）のことをいうものであること。
- 6 3の②欄は、加入している雇用保険及び社会保険の文字を○で囲むこと。
- 7 4の②欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 8 4の③欄には、労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者（派遣元責任者の職務代行者を含む。）の位置を記載すること。
- 9 4の⑤欄には、登録制度を採用している場合に限り、登録者に係る業務に従事する職員の数を記載すること。
- 10 5の(3)の①欄は、「新規採用者への訓練」、「派遣前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項第1号に規定される業務に係る知識、技術等の開発、向上等を図ることを目的とする教育訓練の場合は、備考欄に○印を記載すること。
- 11 5の(3)の②欄は、「新規に採用した者」、「新規に登録した者」、「ワープロの操作業務を○年以上経験した、△△検定2級以上の者」等具体的に記載し、対象者が登録者である場合はその旨を記載すること。

(日本工業規格A列4)

- 12 5の(3)の④欄の「OTJ」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対する賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。
- 13 5の(3)の⑤欄は、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。
- 14 7欄には、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。
- 15 8欄には、株式会社のみ、持株数の多い順序に従い5名記載すること。
- 16 一般労働者派遣事業計画書を複数の事業所について提出する場合は、一の事業所の一般労働者派遣事業計画書に記載すれば、他の一般労働者派遣事業計画書の7欄、8欄及び10欄の記載は要しないこと。
- 17 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

## 個人情報適正管理規定

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、人材派遣部派遣課及び総務課総務係とすることとする。個人情報取扱責任者は総務課長[REDACTED]とすることとする。
2. 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱に関する教育・指導を年1回実施することとする。また、派遣元責任者はすくなくとも5年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。
3. 1の個人情報取扱責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。  
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、派遣元責任者は派遣労働者等への周知に努めることとする。
4. 派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者[REDACTED]とすることとする。

平成 18 年 4 月 1 日制定

[REDACTED]株式会社  
代表取締役 [REDACTED]

██████████ 株式会社 定款

この定款は当会社の定款原本と  
相違ありません

██████████ 株式会社

代表取締役 ██████████



# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、XXXXXXXXXX 株式会社 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木一式工事業
2. 建築一式工事業
3. 管工事業
4. 電気工事業及び電気通信工事業
5. 造園工事業
6. 機械器具設置工事業
7. さく井工事業
8. 消防施設工事業
9. 清掃施設工事業
10. 砂利及び砂の販売
11. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
12. 産業廃棄物処理業
13. 労働者派遣事業
14. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を XXXXXXXXXX に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官 報 に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、30万株とする。

(株券の種類)

第 6 条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、500株券及び1000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 8 条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。  
譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当会社の請求により、その事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 10 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。  
株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による申請書に記名押印し、申請しなければならない。

(手数料)

第 11 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、営業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。  
前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

## 第3章 株主総会

### (招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

### (議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

## 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

### (取締役及び監査役の員数)

第17条 当社の取締役は7名以内とし、監査役は2名以内とする。

### (取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

### (取締役会の招集)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集するし、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。  
取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬および退職慰労金)

第23条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。  
利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

※経営管理責任者として、経営に参加していた事の証明を証する会社の謄本です。  
**履歴事項全部証明書**

〇〇県〇〇市〇〇\*\*\*\*番地  
 株式会社  
 会社法人等番号 0000-00-000000

商号	株式会社〇〇〇〇建設
本店	〇〇県〇〇市〇〇町****番地
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成 年 月 日
目的	1. **** 2. **** 3. **** 4. **** 5. **** 6. 上記各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	****株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 ****株
資本金の額	金***万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 〇〇 〇〇
	〇〇県〇〇市〇〇町****番地 代表取締役 〇〇 〇〇
登記事項に関する 事項	設立 平成 年 月 日 登記

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成 年 月 日  
 〇〇地方法務局〇〇支局  
 登記官

〇 〇 〇 〇 印

※この謄本により、経営管理責任者の5年～7年の期間の証明が不足している場合は、さらに、閉鎖役員の本謄本を添付する必要があります。



※ 役員全員の住民票の添付が必要

# 住民票

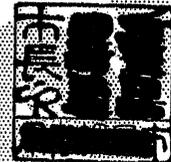
千葉県 [redacted]

住民票コード	続柄		世帯主氏名	地区 066
氏名	[redacted]	省略	省略	住民となった日 昭55. 8.18
生年月日	昭22. 1.19	性別 男		改製年月日 昭58. 3.22
住所	[redacted]		昭55. 8.18 転入	昭55. 8.18 届出 届出 届出 届出
本籍	[redacted]		筆頭者 [redacted]	
前住所	[redacted]			
転出予定地			予定	届出
転出地			転出	通知
備考				

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成 18年 4月 5日

千葉県 [redacted] 市長



# 法人の役員の略歴書

現住所	[REDACTED]		
氏名	[REDACTED]	生年月日	昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生
職名	代表取締役（常勤）		
学歴	期 間	従事した職務内容	
	昭和40年 3月 31日	[REDACTED] 卒業	
職歴	自 40年 4月 1日 至 年 月 日	[REDACTED] 入社	
	自 62年 4月 1日 至 4年 3月 31日	[REDACTED] 工事長	
	自 4年 4月 1日 至 7年 1月 31日	[REDACTED] 工事長	
	自 7年 2月 1日 至 10年 3月 31日	[REDACTED] 土木部長となる	
	自 10年 4月 1日 至 17年 3月 31日	[REDACTED] 営業所 副所長となる	
	自 17年 4月 1日 至 年 月 日	[REDACTED] 入社	
	自 17年 4月 20日 至 18年 3月 31日	[REDACTED] 代表取締役副社長に就任	
	自 18年 4月 1日 至 年 月 日	[REDACTED] 代表取締役社長に就任 現在に至る。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日		氏 名	[REDACTED]

※ 役員全員の略歴書が必要

松戸税務署 平成 年 月 日 税務署長殿

納税地: [Redacted]

フリガナ: [Redacted]

法人名: [Redacted] 株式会社

フリガナ: [Redacted]

代表者自署押印: [Redacted] (印)

代表者住所: [Redacted]

事業種目: 土木建設業

期末現在の資本の金額又は出資金額: 円 [Redacted]

同非区分: 同族会社

経理責任者自署押印: [Redacted] (印)

旧納税地及び旧法人名等: [Redacted]

添付書類: [Redacted]

青色申告 一連番号: [Redacted]

整理番号: [Redacted]

事業年度(至): [Redacted]

売上金額: [Redacted]

申告年月日: [Redacted]

申告区分: [Redacted]

通信日付印: [Redacted]

確認印: [Redacted]

省略: [Redacted]

平成 16 年 03 月 01 日

別表等要否 [ ] 送付要否 [ ]

事業年度分の 確定 申告書

平成 17 年 02 月 28 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日) (の計算期間 平成 年 月 日)

税理士法第30条の書面提出有 [ ] 税理士法第33条の2の書面提出有 [ ]

所得金額又は欠損金額 (別表四「38の①」)	十 百 千 円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額 (46)	十 百 千 円
1	[Redacted]	01	16	[Redacted]
人 税 額 (36)又は(37)	[Redacted]	03	17	[Redacted]
法人税額の特別控除額	[Redacted]	04	18	[Redacted]
差引法人税額 (2)-(3)	[Redacted]	05	19	[Redacted]
リース特別控除取戻税額	[Redacted]	06	20	[Redacted]
土地譲渡利益金額	[Redacted]	07	21	[Redacted]
同上に対する税額	[Redacted]	08	22	[Redacted]
課税留保金額 (別表三(一)「27」)	[Redacted]	09	23	[Redacted]
同上に対する税額 (別表三(一)「35」)	[Redacted]	10	24	[Redacted]
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	[Redacted]	11	25	[Redacted]
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	[Redacted]	12	26	[Redacted]
控 除 税 額 (10)-(11)と(4)のうち少ない金額	[Redacted]	13	27	[Redacted]
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	[Redacted]	14	28	[Redacted]
中間申告分の法人税額	[Redacted]	15	29	[Redacted]
中小法人の場合 (1) (30)+(31)	[Redacted]	16	30	[Redacted]
所得金額(1) (30)+(31)	[Redacted]	17	31	[Redacted]
所得金額(1)	[Redacted]	18	32	[Redacted]
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	[Redacted]	19	33	[Redacted]
同 上 (別表三(二)「28」)	[Redacted]	20	34	[Redacted]
所得税の額等 (別表六(一)「20」)	[Redacted]	21	35	[Redacted]
外 国 税 額 (別表六(二)「19」)	[Redacted]	22	36	[Redacted]
計 (42)+(43)	[Redacted]	23	37	[Redacted]
控 除 し た 金 額 (12)	[Redacted]	24	38	[Redacted]
控除しきれなかった金額 (44)-(45)	[Redacted]	25	39	[Redacted]
中間配当の効力発生日	[Redacted]	26	40	[Redacted]
決 算 確 定 の 日	[Redacted]	27	41	[Redacted]
平成 年 月 日	[Redacted]	28	42	[Redacted]
平成 年 月 日	[Redacted]	29	43	[Redacted]
170425	[Redacted]	30	44	[Redacted]
	[Redacted]	31	45	[Redacted]
	[Redacted]	32	46	[Redacted]

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 平成 16. 3. 1 法人名 ██████████株式会社  
平成 17. 2. 28

別表四 平十六・四・一以後終了事業年度分

区 分	①	処 分	
		留 保	社 外 流 出
当期利益又は当期欠損の額	円	円	配当 賞与 その他
損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)	2		
損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)	3		
損金の額に算入した道府県民税利子割	4		
損金の額に算入した納税充当金	5		
損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)	6		その他
加算金、延滞金(延滞分を除く。)	7		
減価償却の償却超過額	8		その他
交際費等の損金不算入額	9		
次 葉 よ り	10		
小 計	11		
減価償却超過額の当期認容額	12		
納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
受取配当等の益金不算入額(別表八「12」又は「24」)	14		※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	15		※
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	16		※
次 葉 よ り	20		
小 計	21	0	外※
仮 計 (1) + (11) - (21)	22		外※
寄附金の損金不算入額(別表十四(一)「23」又は「39」)	23		その他
沖繩の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)	24		※
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6の③」)	25		その他
税額控除の対象となる外国法人税の額等 (別表六(二の二)「10」-別表十七(二の二)「36の計」)	26		その他
合 計 (22)から(26)までの計	27		外※
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十二)「42」)	28		※
総 計 (27) + (28)	29		外※
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	30		※
漁業協同組合等の留保所得の特別控除額 (別表十(三)「44」,「51」,「57」,「61」又は「62」)	31		※
漁業協同組合等の社外流出による益金算入額 (別表十四)「35」)	32		※
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額 (別表十(七)「12」又は「37」)	33		※
非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡 利益額又は譲渡損失額	34		※
差 引 計 (29)から(34)までの計	35		外※
欠損金又は災害損失金の当期控除額(別表七「2」の計)	36		※
私財提供等があった場合等の欠損金の当期控除額 (別表七「20」)	37		※
所得金額又は欠損金額	38		外※

7,097,411

# 納 税 証 明 書

(その2 所得金額用)

納 税 地	千葉県 [REDACTED]
法 人 名	[REDACTED] 株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 [REDACTED]

(税目：法人税)

事 業 年 度	所 得 金 額	
	申 告 額	更 正 決 定 後 の 額
(自) 平成16年 3月 1日 (至) 平成17年 2月28日	[REDACTED] 千円	*****
(自)     年 月 日 (至)     年 月 日	以 下	余 白
(自)     年 月 日 (至)     年 月 日		
(備 考) 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局の調査による更正等により異動を生じる場合があります。		

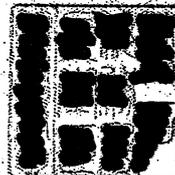
法(証明)第 [REDACTED] 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成18年 4 月 19日

[REDACTED] 税務署長

財務事務官 [REDACTED]



\* 事務所 謄本

【 表 題 部 】 (主たる建物の表示)			調製 平成11年2月25日	所在図番号	余白
【所 在】	松戸市 [redacted] 番地 [redacted]、[redacted] 番地 [redacted]、[redacted] 番地 [redacted]		余白		
	松戸市 [redacted] 番地 [redacted]、[redacted] 番地 [redacted]、[redacted] 番地 [redacted]、[redacted] 番地 [redacted]		平成16年12月15日変更 平成16年12月28日登記		
【家屋番号】	[redacted] 番 [redacted]		余白		
【①種類】	【②構造】	【③床面積】 m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
事務所	鉄骨造陸屋根3階建	1階 [redacted] [redacted] 2階 [redacted] [redacted] 3階 [redacted] [redacted]	昭和58年8月25日新築 ①③平成6年8月1日一部取毀 平成6年12月9日変更、増築	余白	
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月25日	
余白	余白	1階 [redacted] [redacted] 2階 [redacted] [redacted] 3階 [redacted] [redacted]	③平成16年12月15日増築	平成16年12月28日	

【 権 利 部 ( 甲 区 ) 】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権保存	昭和58年9月19日 第31599号	余白	所有者 [redacted] [redacted] 株式会社 順位1番の登記を移記

派遣元責任者の住民票

# 住民票

千葉市花見川区

住所 [REDACTED]		世帯主 [REDACTED]		
氏名 [REDACTED]	生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日	性別 男	続柄 世帯主	住民となった年月日 昭和47年12月1日
住民票コード (省略)	平成4年4月1日改製			
[REDACTED] から転居			昭和56年12月26日転居	
本籍 千葉県 [REDACTED]	筆頭者 [REDACTED]			

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

複写

千葉市 [REDACTED] 区長  
複写



複写

## 派遣元責任者の略歴書

現住所	千葉県 [REDACTED]		
氏名	[REDACTED]	生年月日	昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生
	職名 派遣部長		
学歴	期間	従事した職務内容	
	昭和41年 3月 31日	[REDACTED] 経済学科卒業	
職歴	自 41年 4月 1日	[REDACTED] ( [REDACTED] ) 入社	
	至 年 月 日		
	自 57年 10月 1日	[REDACTED] 勤務	
	至 8年 2月 10日		
	自 8年 2月 11日	[REDACTED] 代表取締役	
	至 9年 3月 31日		
	自 9年 4月 1日	[REDACTED] 代表取締役	
	至 14年 7月 31日		
	自 15年 4月 1日	[REDACTED] 嘱託	
	至 18年 3月 31日		
	自 18年 4月 1日	[REDACTED] 株式会社 入社	
	至 年 月 日	[REDACTED] 現在に至る。	
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日		氏名	[REDACTED] 

